

概要版

第2次鳩山町ひとり親家庭等支援計画

< 平成29年度 ~ 平成33年度 >

ひとり親家庭等が自らの力を発揮して、安定した生活を営みながら、
安心して子どもを育み、未来へつなぐ 子育てのまち鳩山



平成29年 3月

鳩山町



はじめに

鳩山町では、平成24年3月に「鳩山町ひとり親家庭等支援計画」を策定し、ひとり親家庭等の生活の安定と向上を図るため、就労支援や子育て・生活支援などの施策を総合的かつ計画的に進めてまいりました。

しかしながら、ひとり親家庭等を取り巻く環境は依然として厳しいものがあり、多くの方が就労・育児・生活面などで様々な悩みや不安を抱えている状況にあります。本町においては、これまでの取組みを検証するとともに、昨年8月に実施したひとり親家庭等の生活実態調査の結果を踏まえ、引き続き、ひとり親家庭等の自立を支援する施策を総合的に推進するため、このたび、「第2次鳩山町ひとり親家庭等支援計画」を策定しました。

今後は、本計画に基づき、ひとり親家庭等が自ら安定した生活を営み、子どもたちが健やかに成長できるよう、地域の関係団体や関係機関などと連携して、本計画を着実に進めてまいります。

結びに、本計画の策定に際しまして貴重なご意見・ご提言をいただきました鳩山町子ども・子育て会議及び鳩山町次世代育成支援対策地域協議会委員の皆さまをはじめ、生活実態調査にご協力いただきました皆さま及び関係団体・関係機関の方々に厚く御礼を申し上げます。

平成29年3月

鳩山町長 小峰 孝雄

計画策定の趣旨

- 鳩山町としては、ひとり親家庭等の誰もが未来に希望をもてるまちを目指し、今後もひとり親家庭等の自立を促進する施策を総合的かつ計画的に推進していくため、これまでの取り組みの評価や、ひとり親家庭等の生活実態調査結果を踏まえて必要な見直しを行い、平成29年4月を始期とする「第2次鳩山町ひとり親家庭等支援計画」（以下「第2次計画」という。）を策定するものです。

計画の位置付け

- 本計画は、母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条の規定に基づき、同法第11条の「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」を踏まえ策定します。
- 「鳩山町総合計画」を上位計画とし、「鳩山町子ども・子育て支援事業計画」など関連計画との整合を図り、ひとり親家庭等の生活の安定と向上、自立を促進するための総合的な施策を推進するための計画です。

計画の対象

- 母子家庭…現に20歳未満の児童を扶養しており、配偶者のいない女子とその児童からなる家庭。
- 父子家庭…現に20歳未満の児童を扶養しており、配偶者のいない男子とその児童からなる家庭。
- 寡婦…配偶者のいない女子であって、かつて配偶者のいない状態で20歳未満の子どもを養育したことがある人。

計画の期間

- 平成29年度から平成33年度までの5年間を計画期間とします。

計画の策定方法

- 本計画の策定にあたっては、子育てに関する関係団体、関係機関、学識経験者、公募委員等で構成する、子ども・子育て支援法に基づき設置されている「鳩山町子ども・子育て会議」と次世代育成支援対策推進法に基づき設置されている「鳩山町次世代育成支援対策地域協議会」との合同会議（以下「合同会議」という。）において審議を行いました。
- ひとり親家庭等の家庭生活及び社会生活にかかる実態や支援のニーズを把握するため、平成28年8月から9月にかけて「ひとり親家庭等を支援するための生活実態調査（面接調査）」（以下、実態調査という。）を実施しました。
- 町民の皆さんのご意見をうかがうため、計画素案の段階から計画内容を公表し、パブリックコメントを実施しました。

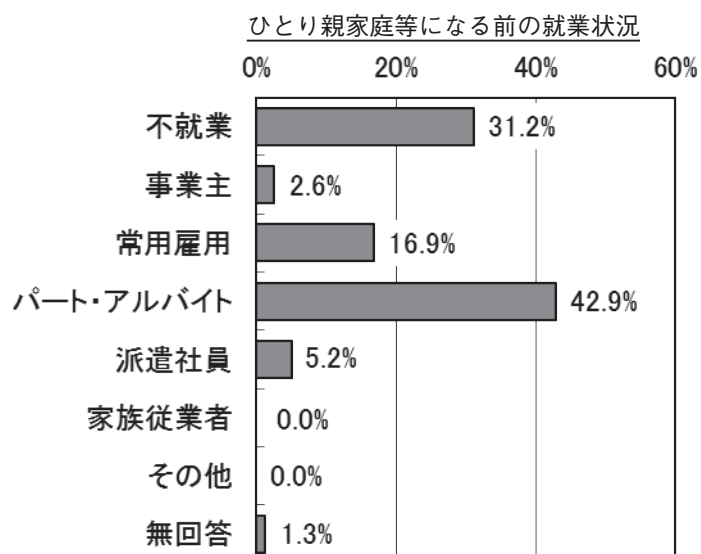
第1次計画の評価

- 第1次計画では、それまでの経済的支援に加え、就労支援に重点を置き、仕事と子育てが両立できる環境づくりを推進してきました。
- 第1次計画と同様、第2次計画の策定にあたっても実態調査を実施しましたが、実態調査結果については、新規の調査項目を除いて前回調査とそれほど大きな違いがありませんでした。
- また、統計データで見る現状及び、実態調査を合同会議で審議した結果、第1次計画と同様に5つの課題があがりました。

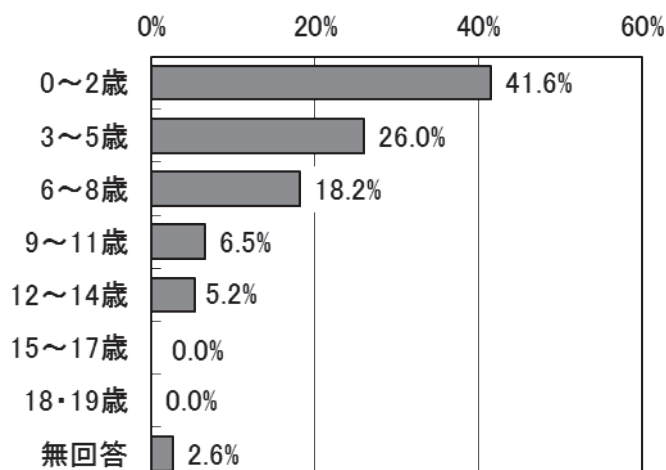
第2次計画における「5つの課題」(実態調査より)

課題1：ひとり親家庭の自立を図るうえで、就労支援が重要

ひとり親家庭等になる前は不就業の方も多く、就労収入が見込めないことも多くあります。また、就労している方のうち33.3%は、「収入が良くない」という理由で仕事を变えたいという希望があることがわかりました。



ひとり親家庭等になった時の子の年齢



課題2：ひとり親家庭が安心して子育てをしながら生活できる環境づくりが重要

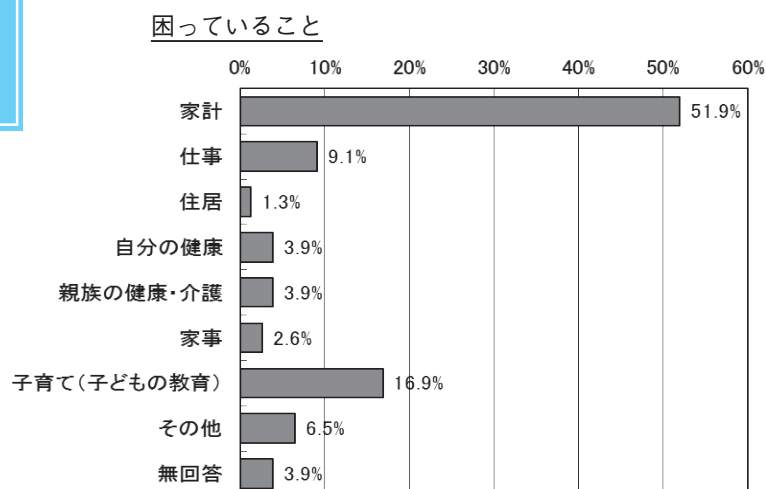
20歳代及び30歳代前半でひとり親家庭等になることが多く、乳幼児を全体の67.6%の方が抱えています。

引き続き、保育所待機児童ゼロを継続するとともに、保育サービス学童保育の充実の必要性がわかりました。

課題3：就労収入を補う、経済的支援の推進が重要

最も困っていることは「家計」です。

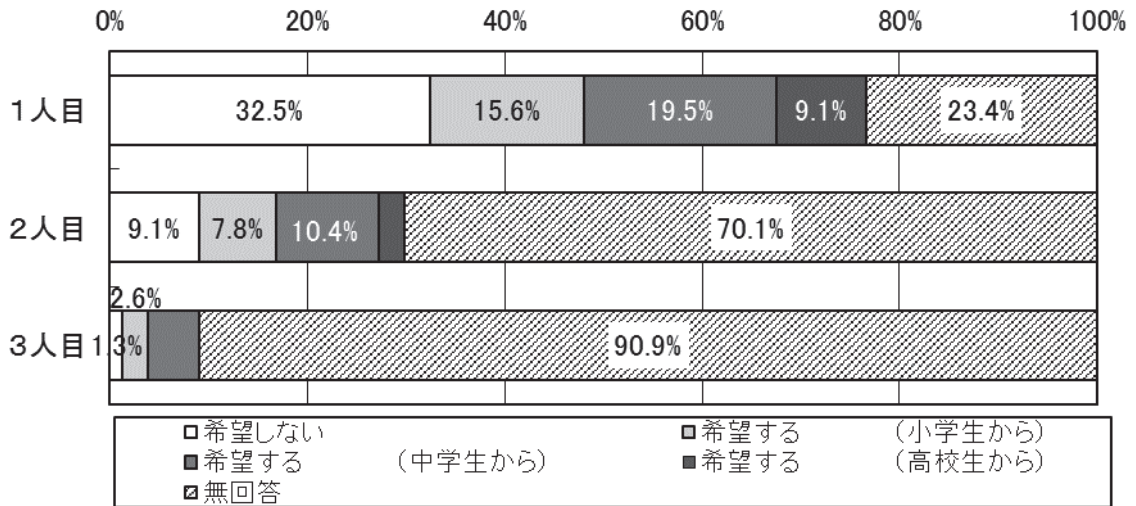
そのため、今まで周知度が低い「母子及び父子並びに寡婦福祉資金制度」や「各種訓練促進給付事業」等、活用できる制度の周知が必要とわかりました。



課題4：子どもが低年齢で、ひとり親になった世帯への対応が重要

実態調査では、学習支援の希望が全体で44.2%ありました。「経済的な面で、進学ができない、専門的な技術を身につけることができない」ということで「就職も思うようにできない」という「貧困の連鎖」を防止する対策が必要です。

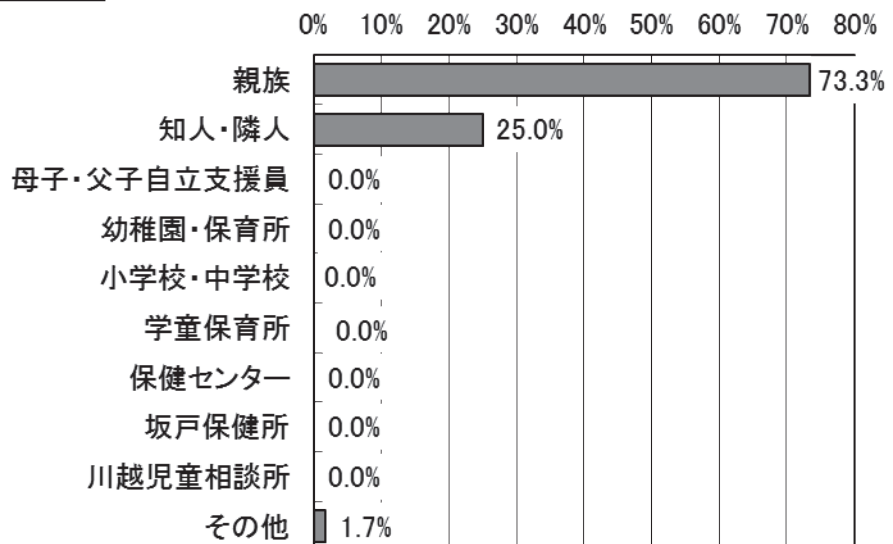
学習支援の希望

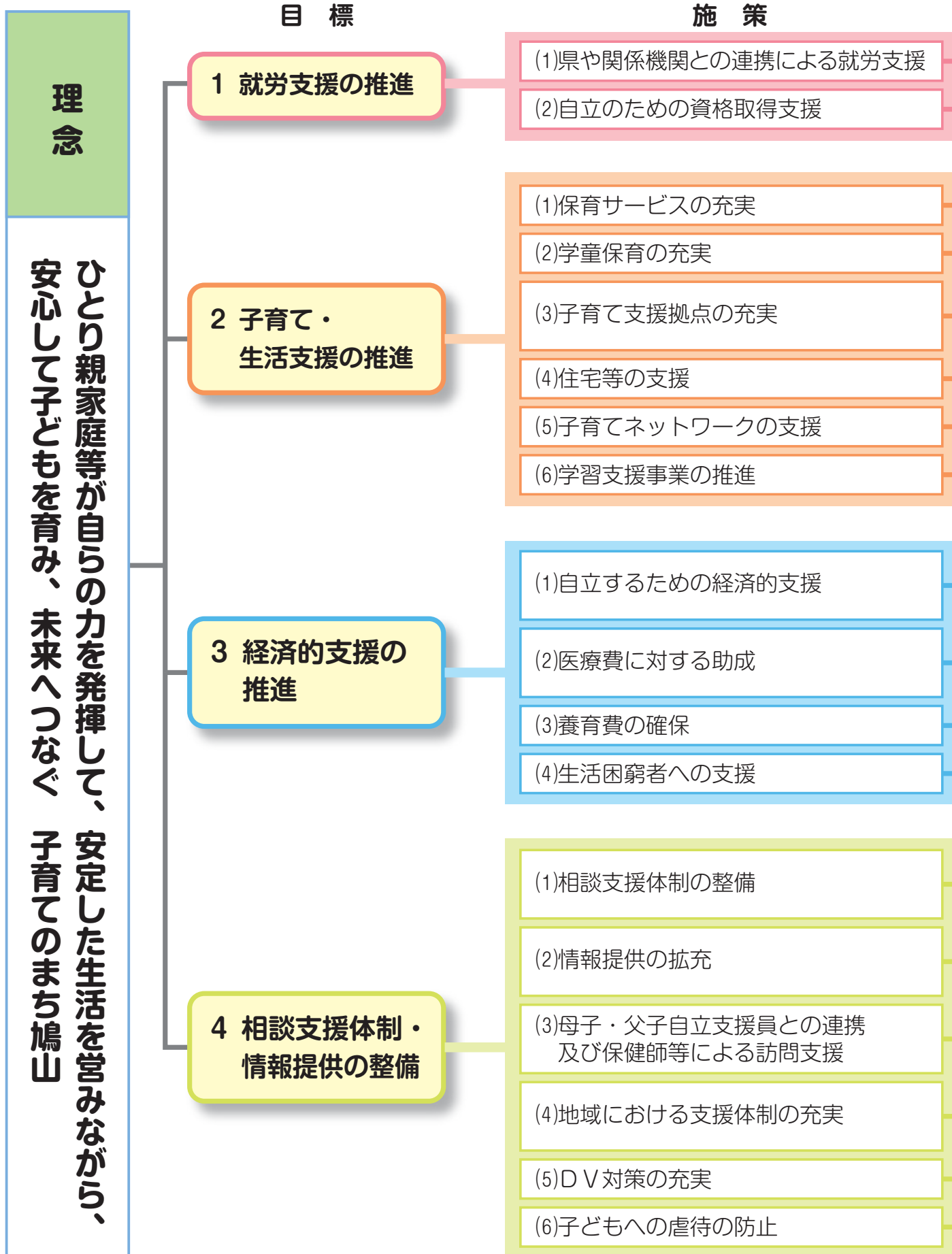


課題5：ひとり親家庭等が、地域で孤立しない環境づくりが重要

困ったときの相談先は「親族」「知人・隣人」に偏っています。今後は、母子・父子自立支援員につなげる工夫や、町民、行政及び関係機関等が連携した、妊娠期から子育て期にわたるまでの様々な子育て支援を実施する「切れ目のない支援体制」の整備が必要です。

相談相手は誰か





主要事業

①就労に関する実践セミナーの開催 ②公共職業安定所（ハローワーク）との連携

①自立支援教育訓練給付金や高等技能訓練促進費等の県実施事業の活用

①保育所への優先入所 ②多様な保育の充実 ③一時保育の促進

①学童保育の延長保育、土曜保育の充実 ②学童保育施設の整備

①子育て支援事業の充実 ②仲間づくりと交流の促進 ③つどいの広場の充実
④子育て世代包括支援センターの整備

①付加価値型「子育て支援住宅」の整備 ②空き家等を活用した住宅の支援

①子育てネットワークの支援

①学習支援事業の推進（県事業との連携強化）

①児童扶養手当等の適切な支給事務及び対象者への周知
②母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度の周知 ③準要保護制度の周知

①ひとり親家庭等医療費助成制度の窓口払い廃止 ②予防接種の推進
③こども医療費支給制度の充実

①養育費に関する啓発の推進 ②専門的な相談体制の充実

①アスポート相談支援センターとの連携

①総合相談窓口による相談支援 ②町相談支援体制の充実
③子育て世代包括支援センター設置による相談支援

①子育て支援拠点を活用した情報提供 ②広報・ホームページを活用した情報提供
③ひとり親家庭等支援ガイドの発行 ④ひとり親家庭等の支援情報のメール等の配信

①母子・父子自立支援員との連携による総合的な相談支援の推進
②養育支援訪問事業の実施

①地域福祉の拠点の充実 ②地域見守り支援ネットワークの充実
③民生委員・児童委員による相談

①DV 対策の庁内連携 ②関係機関の連携と研修への参加

①要保護児童対策地域協議会の適切な運営 ②児童相談所等関係機関との連携

第2次計画の推進にあたって

- 第2次計画では、ひとり親家庭の自立を図るうえで、特に下記の事業を展開し、鳩山町で安定した生活を送り、安心して子どもを育てるよう、環境の整備に取り組んでいきます。
- ・ 子育て世代包括支援センターの整備
妊娠期から子育て期にわたるまで様々な子育て支援を実施する「切れ目のない支援体制」の整備を行います。
- ・ ひとり親家庭等の支援情報のメール、SNSの活用
公的制度の周知を図るため、メールやSNSを活用した情報提供を行います。



計画の進行管理

- 本計画の施策の実施状況については、進捗状況を年度ごとに、合同会議に報告するとともに、進捗状況の把握、分析、評価を行い、次年度の事業に反映させるよう「計画（Plan）－実施・実行（Do）－点検・評価（Check）－処置・改善（Act）」の「PDCAマネジメントサイクル」に基づいて進行管理を行います。



第2次鳩山町ひとり親家庭等支援計画 <概要版> 平成29年3月 発行

編集 鳩山町健康福祉課
〒350-0392 鳩山町大字大豆戸184番地16
TEL 049-296-1241 FAX 049-296-3390
E-mail h140@town.hatoyama.lg.jp

※「第2次鳩山町ひとり親家庭等支援計画」の計画書は町のホームページに掲載しています。